

様式3

会 議 録

会議名 (審議会等名)		大野南地区まちづくり会議(第1回全体会)		
事務局 (担当課)		大野南まちづくりセンター 電話042-749-2217 (直通)		
開催日		令和6年6月18日(火)		
出席者	委員	19人(別紙のとおり)		
	その他	5人(南区役所区政策課)		
	事務局	4人		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 市からの事業説明 (1) 駅接近メロディ導入決定 (2) パスポートセンターの集約化について (3) 南区合同庁舎の在り方検討について</p> <p>4 議 題 (1) 大野南地区まちづくり会議について (大野南地区地域ケア会議地域づくり部会の活動報告含む) (2) 大野南地区まちづくり会議会則の改正について (3) 役員の改選について (4) 南区区民会議委員の推薦について (5) 令和6年度地域活性化事業交付金交付について (6) 大野南地区まちづくりを考える懇談会について (7) 令和6年度まちづくり会議の開催日程について</p> <p>4 その他 ○各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について</p> <p>5 閉 会</p>		

経 過

主な内容は次のとおり。

(●は委員の発言、□は事務局の発言、◇はその他各課・機関の発言)

1 開 会

2 あいさつ

会長あいさつ

南区長あいさつ

各委員自己紹介

3 市からの事業説明

(1) 駅接近メロディ導入決定

令和5年度にまちづくり会議から要望書を提出した、小田急線相模大野駅への駅接近メロディ導入について、4月10日付で導入決定の報道発表があったことを、資料1により、事務局から報告した。

《主な意見・質疑等》

特になし。

(2) パスポートセンターの集約化について

令和5年度にまちづくり会議から意見書を提出した、市内に2か所あるパスポートセンターを1か所に集約する取組について、相模大野パスポートセンターに集約することとなったことを、資料2により、事務局から報告した。

《主な意見・質疑等》

特になし

(3) 南区合同庁舎の在り方検討について

資料4により、南区役所区政策課から説明を行った。

《主な意見・質疑等》

●南区合同庁舎は令和5年で築40年を迎え、長寿命化改修工事を行うとのことだが、さらに何年くらい長寿命化を図ると見込んでいるのか。また、現在の建物に使用されている建材は、その年数に耐えられるのか。(渋谷委員)

◇さらに約40年の長寿命化を図り、80年を予定している。また、十分な補強等を行う工事・設計を計画しており、この予定年数に耐えられるものと考えている。

●住民利用の利便性についても、業務継続性に盛り込んでほしい。(岡城委員)

◇承知した。住民利用に配慮した基本構想を策定したい。

●基本構想策定のためのスケジュール、市民組織との関わりや情報公開の方法などを伺いたい。(中村委員)

◇基本構想策定にあたっては、現在庁内での検討を行っており、まちづくり会議をはじめ地域の皆様のご意見を伺いながら素案を作っていく。さらに議会への説明やパブリックコメントを実施したうえで正式に策定となる。策定にあたっては、多くの地域団体等に出向き、説明を行っていききたい。

●確認だが、基本的な方針は建物を活かし長寿命化を図りつつ、必要な機能を追加していくという考え方でよろしいか(大木委員)

◇その通り。プラスアルファとして南市民ホール跡地の活用について検討していく。

●まちづくり会議等への細目な情報公開をお願いしたい。(大木委員)

4 議 題

(1) 大野南地区まちづくり会議について

(大野南地区地域ケア会議地域づくり部会の活動報告含む)

資料4により、事務局から説明及び大木会長より補足説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし

(2) 大野南地区まちづくり会議会則の改正について

資料5により、事務局から改正理由等の説明を行った。

《主な意見・質疑等》

●PTAは児童・生徒の保護者で地域のこともわかると思うが、学校関係者（校長等教員）はこの地域に居住しているとは限らないため、地域課題が分かるかどうか疑問（新村委員）

●昨今、学校によってPTA組織の在り方が変わってきており、PTAとしての課題をまちづくり会議に共有することが困難になることを想定し、PTAという枠に縛られることなく学校生活や子育て世代の課題を共有できるようにしたいと考え改正を提案した。（大木委員）

●PTAの委員数の根拠は。また、PTAがこの会議に参加する意義は。（稲垣委員）

●大野南地区に小学校は6校、中学校は3校あり、全部の小・中学校から毎年会議に参加いただくことは困難であり、小学校・中学校それぞれで課題は異なると考えられるため、小学校2校中学校1校の輪番としている。地域の課題について話し合いを行っているまちづくり会議としては、子育て世代であるPTAの皆さんが抱えている課題を共有したいし、まちづくりにおいてどのような話し合いをしているか知っていただきたい。（大木会長）

《結果》

提案のとおり、改正案は承認された。

(3) 役員の改選について

資料6及び改正後の大野南地区まちづくり会議会則に基づき、事務局から説明を行った。

《結果》

令和6年度役員が、次のとおり選出・承認された。

役職	氏名	団体名	選出区分
会 長	大木 恵	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	金澤 秀信	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	中村 洋子	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	渋谷 典彦	大野南地区社会福祉協議会	保健・福祉・医療
副会長	速水 俊裕	学校法人相模女子大学	教育・文化
副会長	岩井 大輔	相模大野南新町商店街振興組合	産業・経済

(4) 南区区民会議委員の推薦について

資料7により、事務局から説明を行った。

例年、区民会議委員（任期2年）はまちづくり会議会長が推薦されていた。同委員

は原則として10年を超えて再任することができず、現委員の大木会長は再任が困難であることから、新役員から中村副会長を推薦したい旨大木会長より提案があった。

《主な意見・質疑等》

特になし。

《結果》

区民会議委員として、中村副会長が選出された。

(5) 令和6年度地域活性化事業交付金交付について

資料8により、事務局から説明を行った。

《主な意見・質疑等》

●近年、大野南地区で利用した事業はどのようなものがあるか。(稲垣委員)
◇コロナ禍では事業自体ができなかったため、直近で行われた事業としては、令和2年度に上鶴間地区の歴史や歴史的遺産等を散策しながら体験し、地元に対する郷土愛を深める資料(マップ・ホームページ連携)を作成する「てくてくマップ作成事業」があった。

(6) 大野南地区まちづくりを考える懇談会について

資料9により、事務局から説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし。

(7) 令和6年度まちづくり会議の開催日程について

資料10により、事務局から説明を行った。

《主な意見・質疑等》

特になし。

4 その他

○各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について

●地区内の小学校・中学校を訪問し、児童委員としての活動である見守りなどの連携について話をした。(大野南地区民生委員児童委員協議会 岡城会長)

●地域通貨「まちのコイン」の紹介と、スポット登録への協力依頼。高齢者のウォーキングラリーを計画しており、自治会掲示板や商店にスポットを設置したいのでぜひ協力を。(大野南地区地域包括支援センター 昆センター長)

●令和6年5月26日に実施した「酒楽祭-sakefestival-」について報告。周辺の店舗等施設に快く協力(トイレの提供等)していただいたこと、また、相模女子大学の学生や飲食店のお客さんにボランティアとして参加していただいたことにより、蔵元や商店街等出店者がイベントに専念することができたことが大変良かった。次回11月にワインで実施予定。詳細は改めて案内する。(相模大野北口商店会 角田副会長)

●令和6年8月24日・25日に、第18回「相模大野もんじえ祭り」を実施する。コロナ禍も落ち着き出店店舗も増えるので、夏の夜を楽しんでいただきたい。(女子大通り商工振興会 河内委員)

●令和6年8月18日に、第3回「ポーノ相模大野夏祭り&盆踊り2024」を実施する。(ポーノ会 三澤会長)

○相模原都市計画の変更について

相模大野駅周辺のまちづくりに係る検討の一つである相模大野立体駐車場につい

て、6月13日付で都市計画駐車場としての位置付けが廃止されたことを、事務局より報告した。

5 閉 会

以 上

大野南地区まちづくり会議委員出欠席名簿

(出席者19名 欠席者4名)

No	団体名	団体での役職	氏名	出欠席
1	大野南地区自治会連合会	会 長	大木 恵	出席
2	大野南地区自治会連合会	副会長	金澤 秀信	出席
3	大野南地区自治会連合会	副会長	中村 洋子	出席
4	大野南地区自治会連合会	副会長	瀬戸 量平	出席
5	大野南地区自治会連合会	監 事	岩本 典裕	出席
6	大野南地区社会福祉協議会	会 長	渋谷 典彦	出席
7	大野南地区民生委員児童委員協議 会	会 長	岡城 孝雄	出席
8	女子大通り商工振興会	会 長	河内 文雄	出席
9	相模大野北口商店会	副会長	角田 安弘	出席
10	相模大野銀座商店街振興組合	理事長	岩間 実	出席
11	相模大野南新町商店街振興組合	理事長	岩井 大輔	欠席
12	ポーノ会	会 長	三澤 崇典	出席
13	医療法人社団仁恵会黒河内病院	理 事	後藤 一郎	出席
14	相模原市立谷口台小学校(P T A)	校長	大木 真理	出席
15	相模原市立南大野小学校P T A	会 長	天野 佑亮	欠席
16	相模原市立谷口中学校P T A	会 長	稲垣 孝志	出席
17	学校法人相模女子大学	常務理事	速水 俊裕	欠席
18	大野南地区老人クラブ連合会	会計・相模大野 一丁目つどい会長	岩永 征四郎	出席
19	相模原市立大野南公民館	館 長	島田 欣一	出席
20	相模原市立上鶴間公民館	館 長	三條 朋美	出席
21	大野南地域包括支援センター	センター長	昆 恵	出席
22	上鶴間地域包括支援センター	センター長	古荘 祥子	欠席
23	経験有識者		新村 玲子	
24	公募		欠員	—
25	公募		欠員	—

大野南地区まちづくり会議 第1回全体会 次第

日 時 令和6年6月18日(火)
午後2時から
場 所 南区合同庁舎3階 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 市からの事業説明

- (1) 駅接近メロディ導入決定資料1
- (2) パスポートセンターの集約化について(仮)資料2
- (3) 南区合同庁舎の在り方検討について(仮)資料3
(南区区政策課)

4 議 題

- (1) 大野南地区まちづくり会議について資料4
(大野南地区地域ケア会議地域づくり部会の活動報告含む)
- (2) 大野南地区まちづくり会議会則の改正について資料5
- (3) 役員の改選について資料6
- (4) 南区区民会議委員の推薦について資料7
- (5) 令和6年度地域活性化事業交付金交付について資料8
- (6) 大野南地区まちづくりを考える懇談会について資料9
- (7) 令和6年度まちづくり会議の開催日程について資料10

4 その他

○各団体からの地域事業やイベント等の情報交換について

5 閉 会

今後のまちづくり会議の開催予定(会場:南区合同庁舎3階 講堂)

○第2回全体会:令和 6年 7月23日(火) 午後 2時から

大野南地区まちづくり会議委員名簿

(令和6年6月18日現在：敬称略)

No	団体名	団体での役職	氏名	役職
1	大野南地区自治会連合会	会 長	大木 恵	
2	大野南地区自治会連合会	副会長	金澤 秀信	
3	大野南地区自治会連合会	副会長	中村 洋子	
4	大野南地区自治会連合会	副会長	瀬戸 量平	
5	大野南地区自治会連合会	監 事	岩本 典裕	
6	大野南地区社会福祉協議会	会 長	渋谷 典彦	
7	大野南地区民生委員児童委員協議会	会 長	岡城 孝雄	
8	女子大通り商工振興会	会 長	河内 文雄	
9	相模大野北口商店会	副会長	角田 安弘	
10	相模大野銀座商店街振興組合	理事長	岩間 実	
11	相模大野南新町商店街振興組合	理事長	岩井 大輔	
12	ポーノ会	会 長	三澤 崇典	
13	医療法人社団仁恵会黒河内病院	事務局長	後藤 一郎	
14	相模原市立谷口台小学校(P T A)	校長	大木 真理	
15	相模原市立南大野小学校 P T A	会 長	天野 佑亮	
16	相模原市立谷口中学校 P T A	会 長	稲垣 孝志	
17	学校法人相模女子大学	常務理事	速水 俊裕	
18	大野南地区老人クラブ連合会	会計・相模大野一丁目つどい会長	岩永 征四郎	
19	相模原市立大野南公民館	館 長	島田 欣一	
20	相模原市立上鶴間公民館	館 長	三條 朋美	
21	大野南地域包括支援センター	センター長	昆 恵	
22	上鶴間地域包括支援センター	センター長	古荘 祥子	
23	経験有識者		新村 玲子	
24	公募		欠員	
25	公募		欠員	



相模原市
小田急電鉄株式会社
株式会社ユーケーピーエム
ユニバーサルミュージック合同会社

**相模原出身バンド[Alexandros]の代表曲「ワタリドリ」が
相模大野駅の列車接近メロディとして流れます！！
～相模原市市制施行70周年を記念！小田急線では約5年ぶり！～**

2024年9月2日から、相模原出身バンド[Alexandros]の代表曲「ワタリドリ」が、小田急線相模大野駅の上下線ホームにおける列車接近メロディとして流れることが決まりました。

昨年1月に、メンバーの地元である相模女子大学グリーンホール（相模原市南区相模大野）でのライブにて即興で披露した「ワタリドリ」の列車接近メロディ ver. について、ファンのみならず、地元住民からも本件の実現を求める声が上がっていました。

こうした中、相模原市（市長：本村 賢太郎）、小田急電鉄株式会社（本社：東京都新宿区 取締役社長：鈴木 滋）、株式会社ユーケーピーエム（本社：東京都世田谷区 代表取締役：遠藤 幸一）及びユニバーサルミュージック合同会社（本社：東京都渋谷区 社長兼最高経営責任者（CEO）：藤倉 尚）が実現に向けた協定を締結し、小田急線の列車接近メロディとしては約5年ぶりとなる導入に向けて動き出しました。



<概要>

- 1 開始予定日 2024年9月2日（月）始発から
- 2 放送時間 始発から終電まで（列車接近時の自動音声放送）
- 3 導入駅 小田急線相模大野駅
（所在地：神奈川県相模原市南区相模大野3-8-1）
（1日平均乗降人数：110,249人 2022年度実績）
- 4 使用曲 「ワタリドリ」列車接近メロディ ver.
※ 上り線と下り線で異なるフレーズを使用します。

<メンバーコメント>

■川上洋平（Vo&Gt）

全ての青春が詰まった駅。

全てへの出発地である駅。

生涯で一番大切な駅で我々の曲が鳴るといのは大変光栄です。

これからも帰る時はピザオーリーブを買って実家に出向こうかと思えます。

■磯部寛之（Ba&Cho）

まさか大学時代に弁当屋のデリバリーのバイトで走り回っていた相模大野の駅で我々の楽曲が流れるとは。何事も続けていると良い事ありますね。感無量です。

出勤、通学、旅行、等々皆さん様々な目的を持って相模大野駅を利用されると思いますが、ワタリドリがそんな皆さんの出発や帰宅を少しでも彩る事が出来るのが心から嬉しいです。ちなみに俺がデリバリーしていたその弁当屋、洋平がキッチンでした。ああ、感慨深い。。

■白井眞輝（Gt）

この度相模大野駅で「ワタリドリ」が駅メロに起用されたという事、大変嬉しく思います。実現までにご尽力いただいた小田急電鉄の皆様、相模原市役所の皆様には感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。

厳密に言うと僕の地元は小田急相模原駅になるのですが、相模大野駅もたくさん行ってました。今は無くなってしまいましたがボーリング場や音楽スタジオにはよく行ってました。僕の幼少期には駅ビルが建ち、最近では駅周りもずいぶん開発されてきましたね。そんな思い出の地に我々の曲が毎日鳴り響くなんて相模原市民冥利、そして小田急線ユーザー冥利に尽きます。

僕の実家やバンドメンバーとの4人暮らしの家など含めて人生のほとんどを小田急線と共に過ごしてきました。専門学校時代は毎日小田急線に乗って都内に通っていました。新宿駅から座って帰りたいが為に何本も電車を見送って並んでました。そしてよく車内で寝てました。寝過ごして厚木らへんや江の島の方に行く事も多々ありました。そしてごく稀にロマンスカーを使った贅沢もしてましたね。

小田急線自体は東京都も通っていますが、最近では新宿駅から小田急線に乗るともう既に地元に戻ってきたような安心感すら感じます。

是非一度「ワタリドリ」を聞きに相模大野駅にいらしてください。そしてちょっと周辺を散策しても面白いかもしれませんね。その際には小田急相模原駅へも寄っていただけたら幸いです。

■リアド偉武 (Dr)

こう見えて実は小田急線大好きです。大学を出て初めて一人暮らしをしたのは喜多見の近く。それから藤沢にも長く住んでいました。相模大野にもたくさんの思い出があります。

電車のホームの開放感。都会から海や温泉に続いていくロマン。ワタリドリのメロディーがその一部になる事にワクワクしています。早く体感したい！藤沢寄りのホームで箱根そばを食べながら！

<参考>

○[Alexandros]と相模大野

- ・ボーカル&ギターの川上洋平氏、ギターの白井眞輝氏が相模原市出身の4人組ロックバンド。
- ・2023年1月、相模女子大学グリーンホール（相模原市南区相模大野）でメンバー初となる地元でのライブを全国ツアーの一環として開催。公演中、「ワタリドリ」の列車接近メロディ ver. を即興で披露。大勢のファンから拍手と大歓声上がる。
- ・列車接近メロディへの「ワタリドリ」の導入は、SNSでも期待する声が多く投稿され、「#小田急線ワタリドリ」が一時、トレンドの上位に。
- ・地元からも期待が高まる中、相模原市、小田急電鉄株式会社、株式会社ユーケーピーエム及びユニバーサルミュージック合同会社の4者による官民連携の取組として、小田急線相模大野駅の列車接近メロディに「ワタリドリ」の導入を決定。

問い合わせ先 シティプロモーション戦略課 電話 042-707-7045
--

パスポートセンターの集約化について

1 趣旨

平成25年に設置した相模大野パスポートセンター(相模原市南区相模大野3丁目2番1号)及び橋本パスポートセンター(相模原市緑区橋本6丁目2番1号)について、相模原市行財政構造改革プラン(令和3年4月策定)に基づき、1箇所を集約することを検討した結果、橋本パスポートセンターを廃止し、相模大野パスポートセンターに集約することとしたものです。

2 集約先を相模大野パスポートセンターとする理由

相模大野パスポートセンターが神奈川県との連絡調整を行う基幹窓口となっていること、橋本パスポートセンターに集約する場合と比較して集約による歳出削減効果が大きいと見込まれることのほか、本市のまちづくりの状況等を総合的に勘案したものです。

3 集約の時期

令和6年12月末(予定)

4 検討経過及び今後のスケジュール

令和5年	7月から 8月まで	パスポートセンターの利用者にアンケートを実施
	12月	市自治会連合会への説明
令和6年	1月から 2月まで	大野南地区及び橋本地区のまちづくり会議及び地区自治会長会議への説明
	4月	相模大野パスポートセンターへの集約を決定
	6月	市民環境経済部会
	12月	橋本パスポートセンターの廃止及び相模大野パスポートセンターへの集約

5 南区合同庁舎に導入を想定する機能（続き）

基本方針1～3（共通）

- ◆持続可能な施設機能
 - ・将来的な業務の増加や新たな制度、災害、多様化する市民ニーズ等、様々な変化に対応できる、他の用途に転用可能な諸室や空間の確保
- ◆ユニバーサルデザインの推進
 - ・障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが快適に利用できる環境づくり
- ◆環境に配慮した整備
 - ・環境負荷軽減を念頭にいた庁舎の省エネルギー化の改修整備
- ◆来庁しやすい駐車場・駐輪場
 - ・現状と同等以上の駐車台数の確保
 - ・来庁者の動線を考慮した、駐車場からアクセスしやすい庁舎出入口

6 整備の考え方

本事業の実施に当たっては、南区合同庁舎の円滑な長寿命化改修工事の実施や課題の解消に向け、敷地全体を活用し、適切な施設配置となるよう検討します。

① 長寿命化改修工事と業務継続性の両立

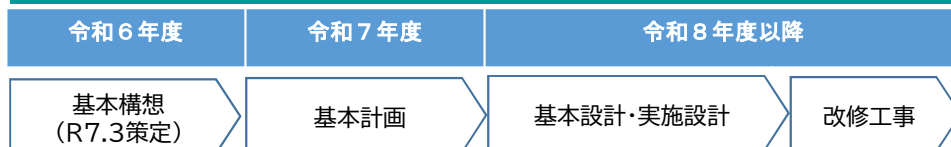
改修工事を行うためには、仮設庁舎等を建設し全面的に機能を移転し工事を行う方法とフロアごとなど一部ずつ機能を移転しながら工事を行う方法があります。

費用や工期、騒音や振動による影響を考慮し、適切な方法で工事を実施します。

② 南市民ホール跡地の活用

南区合同庁舎の機能不足解消に向け、現在の南区合同庁舎の一部機能の移転・拡充のために活用します。

7 想定スケジュール



南区合同庁舎のあり方基本構想 策定に向けた基本的な考え方

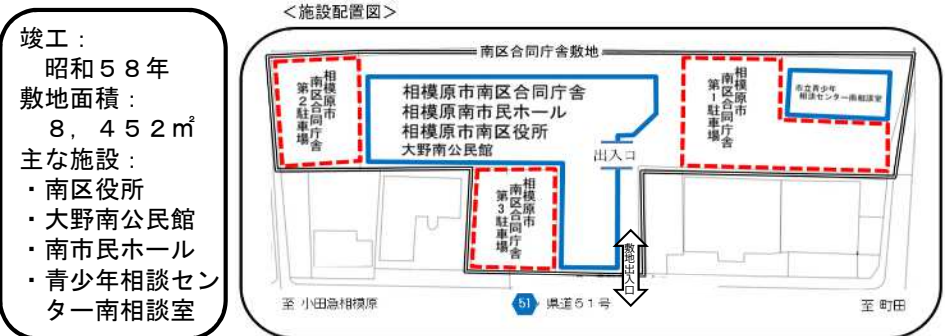
相模原市 令和6年6月

1 はじめに

南区合同庁舎は、令和5年で建設から40年を迎え、老朽化が進行していることから、市一般公共建築物長寿命化計画（令和6年3月改定）により、施設のあり方を検討のうえ、長寿命化改修工事を実施することを位置付けています。

本紙は、長寿命化改修工事に向け、令和6年度を目前に周辺施設を含む施設のあり方及び南市民ホールの跡地活用も踏まえた「南区合同庁舎のあり方基本構想」を策定するにあたり、市民のみならずご意見を伺うため、基本的な考え方を整理したものです。

2 南区合同庁舎の概要



3 南区合同庁舎の主な課題

●建築設備の老朽化

- ・経年劣化を原因とする空調機器、衛生設備の不具合

●設備の陳腐化

- ・バリアフリーや施設の使いづらさ（和式トイレ等）
- ・エネルギー効率の改善

●諸室のスペース不足

- ・職員配置数の増加によるスペース不足
- ・防災拠点としてのスペース不足
- ・新たな行政ニーズに対するスペース不足

●諸室の配置

- ・行政機能と市民活動機能の混在
- ・市民利用窓口の点在による導線のわかりにくさ

4 基本理念・基本方針

南区合同庁舎がこれまで担ってきた南区の行政サービスの拠点としての機能や市民活動の拠点としての機能、相模大野駅周辺に配置されている他施設の広域的な市民・文化活動機能を踏まえ、**今後多様化が見込まれる行政サービスへの対応や、より身近で多様な市民活動を支える複合施設を目指し、次のとおり基本理念を定めるものです。**

基本理念

南区のまちをつくる行政と市民の活動拠点
～みんなが集う みりよくあふれる 南区のランドマーク～

基本方針

基本方針1 南区の行政サービスの拠点

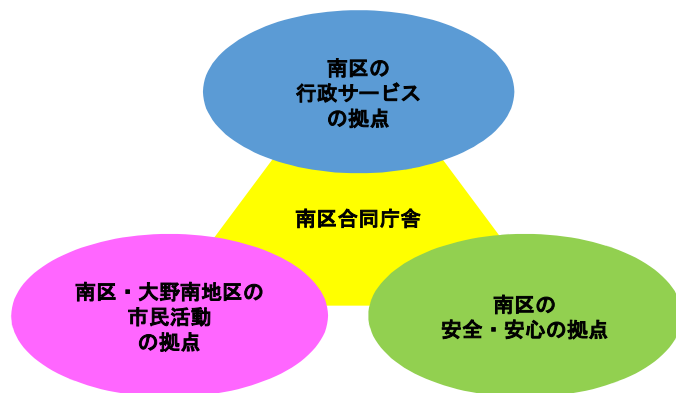
- ・市民にとって便利で利用しやすい窓口サービスの提供
- ・将来を見据えた多様化する行政ニーズへの柔軟な対応

基本方針2 南区・大野南地区の市民活動の拠点

- ・もっと身近で、もっと使いやすい市民活動施設の設置
- ・地域住民ニーズを捉えた多様な市民活動の場の提供

基本方針3 南区の安全・安心の拠点

- ・安全・安心で親しみやすい庁舎の整備
- ・有事の際の防災拠点としての機能の充実



5 南区合同庁舎に導入を想定する機能

基本方針1 南区の行政サービスの拠点

- ◆便利で利用しやすい窓口
 - ・市民の利便性を重視した窓口とゆとりある待合スペース
 - ・行政手続きや相談が1か所で行えるようなワンストップ窓口
 - ・市民窓口機能の低層階配置
 - ・プライバシーに配慮した安心して利用できる窓口
- ◆使いやすい会議室・相談室
 - ・利用状況、利用用途に応じた適正な規模の会議室・相談室
 - ・各種検診、選挙における投票所など、様々な用途での利用を想定した会議室
 - ・誰もが気軽に相談でき、かつプライバシーを確保できる配置の相談室
- ◆業務高効率性が高くクリエイティブ性が発揮される事務室
 - ・職員の業務効率性が向上する働きやすい環境
 - ・フリーアドレスの導入やペーパーレス化を基本としたレイアウトの事務室
 - ・行政DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に合わせた執務環境

基本方針2 南区・大野南地区の市民活動の拠点

- ◆より身近で使いやすい貸室
 - ・受付窓口を近接に配置し利便性向上
 - ・大野南公民館の稼働率等を考慮した適正な規模の貸室
 - ・防音機能を備えた部屋など、様々な市民ニーズを捉えた貸室
- ◆開かれた交流スペース
 - ・誰もが気軽に立ち寄ることができ、市民の憩い、安らぎに繋がる交流空間
 - ・文教地区である大野南地区在学の学生や地域住民との交流を生む場
 - ・キッチンカー等の設置ができる屋外イベントスペース兼駐車場

基本方針3 南区の安全・安心の拠点

- ◆安全で安心して使える庁舎
 - ・老朽化した設備の更新による安全の確保
 - ・個人情報の取扱に配慮した、オフィスセキュリティの確保
- ◆市民を守る防災機能
 - ・災害時の業務継続性を確保するための設備の適切な維持・管理
 - ・LANやデジタル防災無線等のネットワーク機器を整備した諸室
 - ・利用しやすい資機材保管スペース

南区合同庁舎のあり方基本構想策定に向けたアンケート

南区合同庁舎は、建設から40年が経過し、老朽化が進んでいることから、市一般公共建築物長寿命化計画において、施設のあり方を検討したうえで、長寿命化改修工事を実施することを位置付けています。

今後、改修工事に向け、南区合同庁舎周辺の行政機能を含む施設のあり方や南市民ホール跡地活用を踏まえた基本構想を策定してまいります。

南区合同庁舎がこれからも南区の拠点としてふさわしい、より利便性の高い施設となるよう、施設利用者の皆様のお考えやご意見をお聞かせいただきたく、アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

なお、回答は本アンケート用紙またはWebフォームへの入力にてご回答をお願いします。

【Web フォーム】

<https://logoform.jp/form/oWjU/627670>



問1 あなたご自身のことについておたずねします。

(1) 年齢（あてはまる項目1つに☑）

<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代
<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上	<input type="checkbox"/> 無回答	

(2) お住まいの地区（あてはまる項目1つに☑）

<input type="checkbox"/> 大野中地区	<input type="checkbox"/> 大野南地区	<input type="checkbox"/> 麻溝地区	<input type="checkbox"/> 新磯地区	<input type="checkbox"/> 相模台地区
<input type="checkbox"/> 相武台地区	<input type="checkbox"/> 東林地区	<input type="checkbox"/> 中央区	<input type="checkbox"/> 緑区	<input type="checkbox"/> 他市区町村

(3) 南区合同庁舎までの交通手段（あてはまる項目1つに☑）

<input type="checkbox"/> 徒歩	<input type="checkbox"/> 自転車・バイク	<input type="checkbox"/> 電車・バス	<input type="checkbox"/> 自動車	<input type="checkbox"/> その他 ()
-----------------------------	----------------------------------	--------------------------------	------------------------------	-------------------------------------

問2 南区合同庁舎へのご用件（☑ はいくつでも）

<input type="checkbox"/> 戸籍、住民票、印鑑登録の 手続など	<input type="checkbox"/> 国民健康保険、国民年金の 手続など	<input type="checkbox"/> マイナンバーカードの 手続など
<input type="checkbox"/> 税証明の発行等、税金の 手続など	<input type="checkbox"/> 軽自動車、バイクの 手続など	<input type="checkbox"/> 道路、境界等の手続など
<input type="checkbox"/> 市民相談	<input type="checkbox"/> 自治会や地域活動に関す る相談など	<input type="checkbox"/> 会議への参加・傍聴
<input type="checkbox"/> 公民館利用	<input type="checkbox"/> 刊行物、申請書などの入手	<input type="checkbox"/> イベントへの参加
<input type="checkbox"/> 上記の選択肢以外 (具体的に：)		

↓裏面に続きます。

問3 現在の南区合同庁舎の不便に感じていること、困っていることを教えてください。

(☑ はいくつでも)

<input type="checkbox"/> 施設が古く、使いづらい (和式トイレやバリアフリー対応)	<input type="checkbox"/> 待合スペースや通路が狭い	<input type="checkbox"/> 貸室が少ない、狭い
<input type="checkbox"/> 公民館事務室と貸室が離れている	<input type="checkbox"/> こどもの待機場所(キッズスペース)がない	<input type="checkbox"/> 授乳室が使いづらい
<input type="checkbox"/> 交流スペースが無い	<input type="checkbox"/> 窓口でのプライバシー確保が不十分	<input type="checkbox"/> 目的の場所が分かりにくい
<input type="checkbox"/> 公共交通機関が不便 (遠い、便が少ない)	<input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場が狭い、足りない	<input type="checkbox"/> 特に課題(困っていること)はない
<input type="checkbox"/> 上記の選択肢以外 (具体的に：)		

問4 今後の南区合同庁舎のあり方として、必要・重要だと思うサービスや機能、設備などを教えてください。(☑ は3つまで)

<input type="checkbox"/> 多様性に配慮したトイレやバリアフリー対応設備	<input type="checkbox"/> ゆとりある待合スペースや通路	<input type="checkbox"/> 様々な市民活動に利用できる貸室
<input type="checkbox"/> 1か所でまとめて手続きできる窓口	<input type="checkbox"/> プライバシーに配慮した窓口や相談室	<input type="checkbox"/> わかりやすく、使いやすい諸室の配置
<input type="checkbox"/> こども連れでも利用しやすいキッズスペースや授乳室	<input type="checkbox"/> 気軽に利用できるオープンスペース	<input type="checkbox"/> イベントも開催できる屋外広場やロビー
<input type="checkbox"/> 観光などの情報発信機能やスペース	<input type="checkbox"/> 交通アクセスの充実(駐車場・公共交通機関)	<input type="checkbox"/> 自然エネルギーの利用による省エネルギー化
<input type="checkbox"/> 災害時に防災拠点になる場所	<input type="checkbox"/> 上記の選択肢以外 (具体的に：)	

問5 南区合同庁舎のあり方、改修工事の進め方についてご意見などありましたら、ご記入ください。(自由意見・要望など)

～アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。～

大野南地区まちづくり会議について

1 まちづくり会議とは

地域において公共的な活動をしている団体等が、大野南地区の「地域力」を高めるため、地域資源の発見、課題解決、魅力づくり、行政に対する要望のとりまとめなどについて話し合い、構成団体等が協働して自主的・自立的なコミュニティ形成に資する活動を行うための会議体です。

2 主な役割

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整 など

3 設立年月日

平成22年4月20日

4 令和6年度構成団体・委員数（17団体・経験有識者・公募）

	団体名	委員数	団体名	委員数
1	大野南地区自治会連合会	5	11 大野南地区内中学校PTA等	1
2	大野南地区社会福祉協議会	1	12 学校法人相模女子大学	1
3	大野南地区民生委員 児童委員協議会	1	13 大野南地区老人クラブ連合会	1
4	女子大通り商工振興会	1	14 相模原市立大野南公民館	1
5	相模大野北口商店会	1	15 相模原市立上鶴間公民館	1
6	相模大野銀座商店街 振興組合	1	16 大野南地域包括支援センター	1
7	相模大野南新町商店街 振興組合	1	17 上鶴間地域包括支援センター	1
8	ポーノ会	1	18 経験有識者	1
9	地域医療機関	1	19 公募（R6年度募集…応募なし）	(2)
10	大野南地区内小学校PTA等	2	合 計	23

5 令和5年度の主な取り組み

(1) 大野南地区まちづくり会議

役員会を8回、全体会を7回開催。まちづくりを考える懇談会に向け、現在の
大野南地区の魅力や課題について話し合いを行いました。

また、相模大野駅周辺の魅力向上に係る提案として、2件の要望書を提出し
ました。

【継続テーマ】相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

令和元年9月30日に伊勢丹相模原店が閉店したことによる相模大野駅周
辺の今後のまちづくりのあり方について、引き続き関係機関等と協議してい
ます。

(2) 大野南地区まちづくりを考える懇談会

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地域の特性や地
域資源を生かしたまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを
推進するための懇談の場として開催しました。

【日時・場所】令和5年11月21日（火）午後6時から午後7時40分
南区合同庁舎3階 講堂

【テーマ】相模大野駅周辺の現況と今後の魅力あるまちづくりについて

(3) 要望書の提出

○令和5年10月4日：相模原市長へ要望

【件名】相模大野中央公園の改修について（要望）

○令和5年12月19日：相模原市長へ要望

【件名】小田急線相模大野駅での[Alexandros]による

駅接近メロディの導入実現に向けて（要望）

令和6年9月2日～
導入決定

(4) 専門部会（大野南地区まちづくり会議会則 第9条（3）による）

大野南地区地域ケア会議を、大野南・上鶴間のそれぞれの地域で合計6回、書
面による合同会議を1回しました。

○大野南地区地域づくり部会：委員 8名

○上鶴間地区地域づくり部会：委員 12名

6 これまでの要望等の活動について（平成30年度以降）

○平成30年 6月26日

相模原市長へ要望

【件名】谷口歩道橋の撤去に係る要望について

【場所】南保健福祉センター入口交差点

令和5年7月

撤去工事済み

○平成31年 3月22日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長へ要望

【件名】伊勢丹相模原店の営業終了等に伴う対応について（要望）

○令和 元年12月27日

相模原市長へ要望

【件名】相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

～大野南地区まちづくり会議における協議の中間報告～

○令和 2年 5月25日

相模原市長へ要望

【件名】相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて

～大野南地区まちづくり会議における協議の令和元年度最終報告～

○令和 3年 2月15日

相模原南警察署長へ要望

【件名】信号機の歩車分離化に関する要望について

【場所】相模大野交差点

令和4年3月2日

歩者分離化済み

以 上

大野南地区地域ケア会議（地域づくり部会）の取り組みについて

〈上鶴間地域包括支援センター圏域〉

1 地域ケア会議について

- 高齢者が地域で自立した日常生活を営むために必要な取り組みを検討する場。
- 介護保険法の改正に伴い、相模原市では平成 28 年度より地域ケア会議を①地域づくり部会と②個別事例部会の 2 種類に分けた。それぞれの会議目的を明確にしたうえで、双方向に作用しあいながら開催している。
 - ① 地域づくり部会・・・地域課題検討と資源開発、ネットワーク形成（大野南地区では、大野南まちづくり会議の部会として 2 つの圏域ごとに地域づくり部会を作っている。）
 - ② 個別事例部会・・・個別事例検討（積み上げて地域課題をとらえていく）

2 上鶴間圏域の地域づくり部会について

- 地域包括支援センターと CSW・CSW 支援員（市社会福祉協議会）が共同運営する形で開催。
- 必須団体の地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区老人クラブ連合会のほか、上鶴間圏域では公民館、ボランティアグループ、施設、有識者のメンバーも含めて年 4 回開催。
- 「第 8 期相模原市高齢者保健福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」に沿って取り組む。

【第 8 期相模原市高齢者保健福祉計画中の取組の方向性】（上鶴間地域包括支援センター圏域）

- ①世代間交流につなげる取り組み
- ②地域の支え合いの仕組み
- ③買い物支援

3 地域づくり部会委員

（1）地域ケア会議地域づくり部会委員

No	氏名	所属
1	浅岡 信夫	地区自治会自治会連合会
2	金澤 秀信	地区自治会自治会連合会
3	若林 輝雄	地区社会福祉協議会
4	川島 信也	地区民生委員児童委員協議会
5	阿部 吉男	地区老人クラブ連合会
6	稲毛 易子	公民館
7	進藤 渚	福祉施設
8	益満 美奈恵	地区ボランティアグループ
9	渋谷 静	有識者
10	青木 智野	有識者

（2）令和 4 年度開催状況

回	実施日	内容
第 1 回	7 月 12 日 (水)	・アンケート結果について ・令和 3 年度の振り返り ・プロジェクトごとにグループワーク
第 2 回	9 月 15 日 (木)	・地域ケア会議だよりについて ・プロジェクトごとにグループワーク
第 3 回	12 月 2 日 (金)	・上鶴間自治会連絡協議会の報告 ・プロジェクトごとにグループワーク
第 4 回	2 月 15 日 (木)	・委員変更について ・プロジェクトごとにグループワーク ・来年度に向けて共有
第 5 回	3 月	大野南地区との合同開催（書面会議開催） ・令和 4 年度の取り組み報告

任期：令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日／敬称略

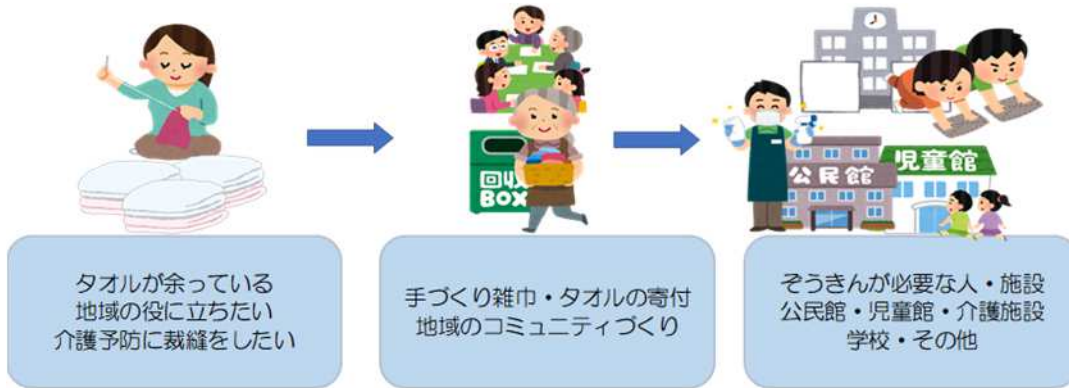
4 地域づくり部会の取り組み経緯

令和4年度 ～ぞうきんプロジェクト、地域お助け隊、買い物支援について検討～

①ぞうきんプロジェクト

【プロジェクトの概要】

地域の方から手づくり雑巾の寄付を募集し、その雑巾を必要としている人や場所に届け活用していただく地域の支え合いの取り組み。



【R4 主な取組内容と成果】

- ・先行的に谷口、中和田、南新町地区にぞうきんプロジェクトの周知を行い、雑巾やタオルの回収を開始。180枚以上の雑巾が集まった。令和5年3月には上鶴間地区全域に周知を行った。
- ・集まった雑巾は上鶴間地区の幼稚園（3園）、保育園（8園）、小学校（4校）、中学校（2校）、高校（1校）の合計18か所へ配布した。

②地域お助け隊・買い物支援

地域お助け隊発足の検討事項

- ・アンケート調査の整理をし、ごみ出しや草むしり、電球交換の困り感を把握した。買い物支援のニーズも多いことも把握した。

買い物支援の検討

- ・中和田地区で運行したエッセンの移動販売が定着している。
- ・谷口、中和田、南新町以外のニーズを上鶴間地区自治会連絡協議会で聞く。

⇒買い物支援もお助け隊の検討事項の一部であることから、まずは買い物支援を中心に取り組みを検討することとした。

アンケート調査結果から地区ごとに買い物支援のニーズを整理した。以下の傾向が見られた。

- ・谷口地区は、全体的に買い物情報を求めるニーズが多かった。中和田地区に近づくにつれ、駅や商店から離れていく地区は、移動販売のニーズが多くなっていることがわかった。
- ・中和田地区は、買い物情報のみならず全体的に移動販売ニーズが高いことがわかった。特に生鮮食品の移動販売があると良いという回答が多い。
- ・南新町地区は、谷口・中和田地区と比較すると困り感は少ない。相模大野駅から近い地区であるため、移動販売のニーズも少ない。買い物支援を進めていく中で、買い物情報をまとめていくタイミングのときに南新町地区もまとめて情報が渡せると良い。

【今後の方向性】

- ・全地区でニーズがあった買い物情報リストの作成を検討していくこととした。
- ・引き続き上鶴間全体でニーズや情報が共有できるようモデル地区以外の買い物支援のニーズを聞き、試行的に移動販売等の方策を試みる。

大野南地区地域ケア会議（地域づくり部会）の取り組みについて

〈大野南地域包括支援センター圏域〉

1 地域ケア会議について

- 高齢者が地域で自立した日常生活を営むために必要な取り組みやしきみについて検討する会議。
- 介護保険法の改正に伴い、相模原市では平成28年度より地域ケア会議を①地域づくり部会と②個別事例部会の2種類に分けた。それぞれの会議目的を明確にしたうえで、双方向に作用しあいながら開催している。
- ① 地域づくり部会…地域課題検討と資源開発、ネットワーク形成（大野南地区では、大野南まちづくり会議の部会として2つの圏域ごとに地域づくり部会を作っている。）
- ② 個別事例部会…個別事例検討（積み上げて地域課題をとらえていく）、多職種連携

2 大野南地区の地域づくり部会について

- 地域包括支援センターとCSW・CSW 支援員（市社会福祉協議会）が共同運営する形で開催。
- 必須団体の地区自治会連合会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区老人クラブ連合会のほか、大野南圏域では公民館、ボランティアグループ、医療機関・福祉施設のメンバーも含めて年4回開催。なお、部会の位置づけは、大野南地区まちづくり会議の専門部会として実施。
- 「第8期相模原市高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）」に沿って取り組む。

【第8期相模原市高齢者保健福祉計画中の取組の方向性】（大野南地域包括支援センター圏域）
 高齢者に必要な情報提供が行えるよう情報を整理し、地域で支え合う連携の仕組みづくりに向けての取組および地域で活動している団体や民間事業者との関係形成に取り組みます

3 地域づくり部会委員

（1）地域ケア会議地域づくり部会委員

No	氏名	所属
1	大木 恵	地区自治会自治会連合会
2	有泉 健一	地区自治会自治会連合会
3	中島 千尋	地区社会福祉協議会
4	小澤 清志	地区民生委員児童委員協議会
5	畠山 秀美	地区老人クラブ連合会
6	中村 洋子	公民館
7	後藤 一郎	医療機関・福祉施設
8	阿部 義宏	地区ボランティアグループ

（2）令和4年度開催状況

回	実施日	内容
第1回	2月7日（火）	・小地域の話し合いの振り返り、意見交換 ・来年度に向けて
	3月	上鶴間地区との合同部会（書面会議開催） ・令和4年度の取り組み報告

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日／敬称略

4 地域づくり部会の取組経緯

令和4年度 ～小地域の話し合いのまとめ・地区の困りごとについて～

地域づくり部会で小地域ごとの話し合いの共有

令和3年度に民生委員およびケアマネジャーとの話し合いの場を設け、小地域ごとの特徴や強み、困り感などについて意見交換を行った。



意見交換の内容については、まちの良いところ及び困りごとについて視覚化をし、地域づくり部会で共有を行った。



小地域の話し合い（文京）

小地域の地区割は以下の通り

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ①相模大野1丁目・文京1・2丁目地区 | ②相模大野5・6丁目地区 |
| ③相模大野3・4丁目・文京2丁目地区<集合住宅> | ④相模大野6丁目地区<集合住宅> |
| ⑤御園地区 | ⑥栄町・豊町地区 |
| | ⑦旭町地区 |

意見交換の実施

小地域の話し合いの振り返り後、地域で困っていることを意見交換した。主な意見は下記の通り。

- ・地域にグループホームなどの施設が増えている。地域との連携が必要に思う。情報発信の必要性を感じる。
- ・老老介護の世帯を見るが、要介護者が認知症である場合、対応が難しいと感じる。ケアをしている介護者の負担感はどう対処できるか。
- ・地域で孤立させないことが大切に思う。
- ・介護者がいる世帯は、家族で話し合うことが大切。
- ・民生委員とも連携できると良い。地域の状態を自治会や民生委員などが一緒に共有できると良い。
- ・豊町でも寝たきりの妻の介護をしている世帯がある。相談のつなぎ先を地域住民は知らない。つなぎ先が分かると良い。
- ・黒河内病院で実施していた百歳体操がコロナ禍で中止になっている。他の団体はどのように実施しているのか。社会資源一覧や発信の話が出たが、実施開始や状況の発信があると良い。
- ・新型コロナウイルスの影響で外出を自粛している高齢者が増え、歩けなくなってしまった方が出てきている。外出を自粛している高齢者を地域に出すことは難しい。
- ・老人クラブでは、友愛活動という見守りの取組をしている。個人情報への壁はあるが、どのような方が地域で住んでいるかリスト化してほしい。
- ・他地区の地域づくり部会の取組みでは、緊急連絡先の情報が把握できるようなカードを地域へ配布している取組みがある。

【今後の方向性】

意見交換を踏まえ、認知症や介護者ケア、孤立防止、社会資源一覧等の話題が出たため、令和5年度の地域づくり部会では具体的な取組について検討することとなった

大野南地区まちづくり会議会則 新旧対照表

現 行	改正案	備考																				
<p>(役員) 第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="123 555 1008 821"> <thead> <tr> <th>団 体 名</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大野南地区内小学校PTA</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大野南地区内中学校PTA</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この会則は、平成26年4月1日から施行する。</p>	団 体 名	委員数	省略		大野南地区内小学校PTA	2	大野南地区内中学校PTA	1	省略		<p>(役員) 第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 <u>5</u>名</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1034 555 1919 821"> <thead> <tr> <th>団 体 名</th> <th>委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大野南地区内小学校 <u>(PTA等学校関係者)</u></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大野南地区内中学校 <u>(PTA等学校関係者)</u></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 この会則は、平成26年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この会則は、令和6年6月18日から施行する。</u></p>	団 体 名	委員数	省略		大野南地区内小学校 <u>(PTA等学校関係者)</u>	2	大野南地区内中学校 <u>(PTA等学校関係者)</u>	1	省略		<p>改正①</p> <p>改正②</p>
団 体 名	委員数																					
省略																						
大野南地区内小学校PTA	2																					
大野南地区内中学校PTA	1																					
省略																						
団 体 名	委員数																					
省略																						
大野南地区内小学校 <u>(PTA等学校関係者)</u>	2																					
大野南地区内中学校 <u>(PTA等学校関係者)</u>	1																					
省略																						

改正理由：

①区民会議委員推薦のための対応。

②地区内小学校及び中学校から推薦できる委員について、児童・生徒の保護者に限らず広く校長等学校関係者が参加できるものとするため。

大野南地区まちづくり会議会則（案）

（名称）

第1条 本会議は、名称を大野南地区まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)という。

（目的）

第2条 まちづくり会議は、大野南地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めることを目的とする。

（役割）

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- （1）地域活動団体間の情報交換、情報共有
- （2）地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- （3）相模原市地域活性化事業交付金等の行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- （4）地区内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- （5）構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- （6）区民会議と協働したまちづくりの推進
- （7）その他会議の目的達成に必要と認められる事項

（構成員）

第4条 まちづくり会議委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる団体から推薦された者及び公募による大野南地区内の住民で構成する。

2 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、公募による委員の任期は、委員を委嘱した日から翌々年3月31日までとする。

（役員）

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 5名

（役員職務）

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

2 会長は、全体会の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（役員選出）

第7条 役員は、全体会において委員の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 まちづくり会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会
- (全体会)

第10条 全体会は、全委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、第3条の役割及び次の事項を処理する。

- (1) まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。
- (2) 役員を承認すること。
- (3) 区民会議への委員の推薦に関する事。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関する事。

3 全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったときに、会長が招集する。

4 全体会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会長が全体会の表決が必要と認めた事項は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 全体会の運営に関する事。
- (2) 全体会から役員会に委任された事項に関する事。

(専門部会)

第12条 全体会が必要と認めたときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会を構成する部会員は、役員会で定める。

(会議の公開)

第13条 全体会は、原則公開するものとし、傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

2 全体会の記録については、要点を記述した会議録を作成し、公開する。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、相模原市南区役所大野南まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年6月18日から施行する。

別表（第4条関係）

団 体 名	委員数
大野南地区自治会連合会	5
大野南地区社会福祉協議会	1
大野南地区民生委員児童委員協議会	1
女子大通り商工振興会	1
相模大野北口商店会	1
相模大野銀座商店街	1
相模大野南新町商店街	1
ポーノ会	1
大野南地区内小学校_(P T A等学校関係者)_	2
大野南地区内中学校_(P T A等学校関係者)_	1
学校法人相模女子大学	1
大野南地区老人クラブ連合会	1
相模原市立大野南公民館	1
相模原市立上鶴間公民館	1
地域医療機関	1
大野南地域包括支援センター	1
上鶴間地域包括支援センター	1
経験有識者	1
公募	2

役員の改選について

【大野南地区まちづくり会議会則】
 第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。
 (1) 会長 1名
 (2) 副会長 4名 → 5名

…大野南地区まちづくり会議申し合わせ事項…

◎ 会長は大野南地区自治会連合会長が当たる。
 ◎ 副会長は委員選出団体を4つの分野に分け、各分野から次の人数を選出する。

分野	構成団体	委員数	副会長選出
①自治会	大野南地区自治会連合会	5	2
②保健・福祉・医療	大野南地区社会福祉協議会 大野南地区民生委員児童委員協議会 大野南地区老人クラブ連合会 医療法人社団仁恵会黒河内病院 大野南地域包括支援センター 上鶴間地域包括支援センター	6	1
③教育・文化	大野南地区内小学校PTA（2校） 大野南地区内中学校PTA（1校） 相模原市大野南中学校PTA 学校法人相模女子大学 相模原市立大野南公民館 相模原市立上鶴間公民館 女子大通り商工振興会	6	1
④産業・経済	相模大野北口商店会 相模大野銀座商店街振興組合 相模大野南新町商店街振興組合 ポーノ会	5	1

令和6年度大野南地区まちづくり会議役員名簿

役職	氏名	団体名・役職	選出区分
会長	大木 恵	大野南地区自治会連合会 会長	自治会
副会長			自治会
副会長			保健・福祉・医療
副会長			教育・文化
副会長			産業・経済

【参考】令和5年度大野南地区まちづくり会議役員名簿

役職	氏名	団体名・役職	選出区分
会長	大木 恵	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	金澤 秀信	大野南地区自治会連合会	自治会
副会長	渋谷 典彦	大野南地区社会福祉協議会	保健・福祉・医療
副会長	速水 俊裕	学校法人相模女子大学	教育・文化
副会長	塚本 敏 (代理：岩間 実)	相模大野銀座商店街振興組合	産業・経済



資料 7

6南区政 第627号
令和6年5月31日

大野南地区まちづくり会議
会長 大木 恵 様 .

相模原市長 本村 賢太郎



第8期相模原市南区区民会議委員の推薦について（依頼）

向暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、区政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年4月の政令指定都市移行に伴い、各区に区民会議を設置し、現在、第7期区民会議に貴会からも御参画いただき、区民と行政の協働によるまちづくりの方策について検討を進めていただいております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、第7期相模原市南区区民会議委員が令和6年7月29日をもって任期満了となることに伴い、貴会から引き続き第8期相模原市南区区民会議へ御参画を願いたく、委員の推薦について次のとおり御依頼申し上げます。

- 1 推薦委員数 1人
- 2 提出書類 別紙1通
- 3 推薦期限 令和6年7月1日（月）

※1 委員の任期は令和6年7月30日から令和8年7月29日までとなります。

※2 推薦期限に推薦ができない場合はご連絡ください。

以 上

南区役所区政策課
担当 笠原、菅野、叶内
電話042-749-2134
FAX042-749-2116

令和6年度 地域活性化事業交付金について

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化*を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付される交付金です。 ※…地域の活性化:当交付金では、地域で展開される公共的な活動へ参加する団体や個人が増加し、各々のコミュニケーションが良好に取れている状態を指します。

(2) 対象事業

地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- ① 地域の防災・防犯に関する事業
- ② 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業
- ③ 地域福祉の増進に関する事業
- ④ 産業や観光の振興に関する事業
- ⑤ 環境の保護・保全に関する事業
- ⑥ 青少年の健全育成に関する事業
- ⑦ 地域の文化・伝統の振興に関する事業
- ⑧ 生涯学習に関する事業
- ⑨ 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業
- ⑩ 区が推進する重点事業
- ⑪ その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- ・自治会への加入促進
- ・地域における公共的な活動の担い手育成
- ・公共的な活動への参加者増加
- ・地域の公共的な活動団体間の連携強化
- ・まちづくり会議が提示した地域課題の解決

●次の事業については、交付対象となりません。

- ・政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- ・交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業
- ・政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業
- ・調査、研究を主たる目的とする事業
ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く
- ・第三者への事業促進を求める事業
- ・前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業
(物品調達のみが事業の目的として判断できるものなど)

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。

(4) 事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月末とします。

また、同一の事業に継続して交付する場合については、3年を限度とします。

(毎年度の申請・審査が必要です。)

(5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は10分の10以内とします。

※物品等で1物品1万円を超える財産にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。(台帳の作成が必要。)

- ① 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
- ② 事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、
※ 備品購入費、施設使用料、備品借上料等
- ③ 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
- ④ 事業を行う上で必要な委託費等
- ⑤ イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等
- ⑥ 講演会等の講師に対する報償費
- ⑦ 研修会の旅費等、研修に要する経費
(交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。)
- ⑧ その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

(6) 審査・交付決定

事業内容等について地区まちづくり会議の意見を聞き、区が審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

地区まちづくりを考える懇談会「地域の未来を語ろう with 市長」

1 目的

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地区のまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

2 実施方法

大野南地区まちづくり会議と市の協働により開催する。

3 開催日等

日時：令和6年度は、11月中で調整、開始時間は原則として午後6時から

実施時間は概ね1時間30分

会場：南区合同庁舎 3階 講堂

4 進行等

懇談会の進行等は、まちづくり会議の代表者が行う。

5 出席者

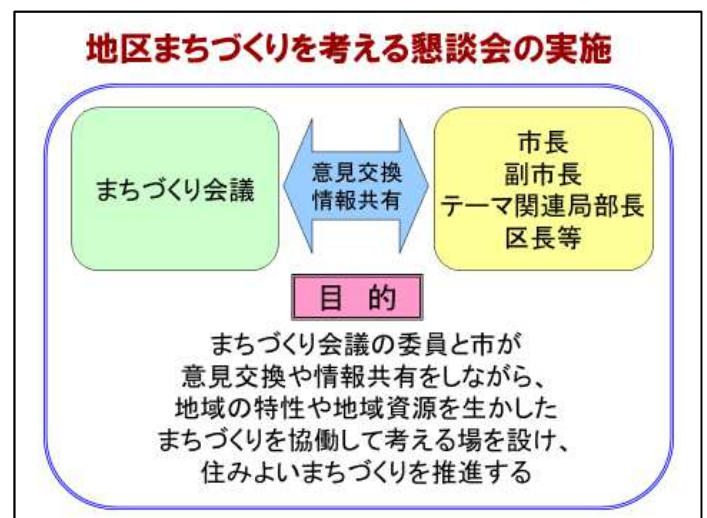
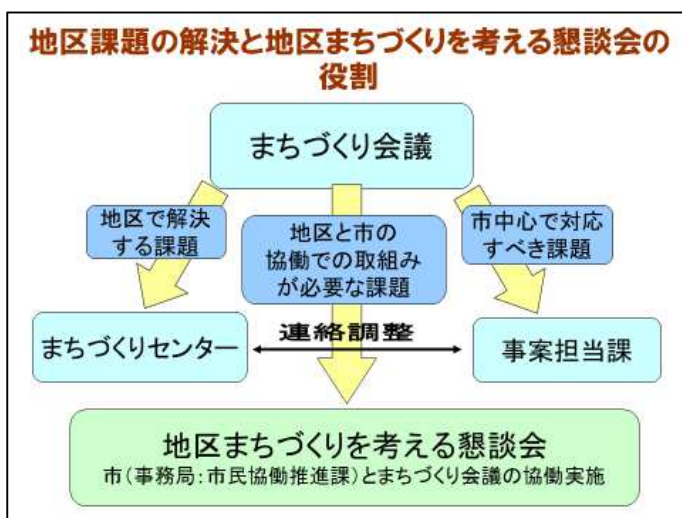
(1) 地区の出席者は、まちづくり会議の委員。なお、まちづくり会議が特に必要とする場合には、委員以外の出席を認めることができる。

(2) 市側の出席者は、市長、テーマ担当副市長、南区長、テーマに関連する局長などの関係職員。また、まちづくり会議事務局（大野南まちづくりセンター）職員も出席する。

6 懇談の内容

懇談の内容は、地区のまちづくりに関して、「現在、地区で重点的に取り組んでいるもの」や、「今後、地区で取り組んでいく必要があるもの」

(参考) 地区まちづくりを考える懇談会の役割等



《 参 考 》

- ◎ 令和5年度…テーマ：「相模大野駅周辺の現況と今後の魅力あるまちづくりについて」
- ◎ 令和2年度…テーマ：「相模大野駅周辺の今後の魅力あるまちづくりについて」
- ◎ 令和元年度…テーマ：「相模大野駅周辺の今後のまちづくりについて」
- ◎ 平成30年度…
 - テーマ1：「市の南の玄関口としての今後のあり方について」
 - 課題事項1 中心市街地としての都市機能を維持するための地域と行政の取組について
 - テーマ2：地域防災力の強化につながる「災害発生前の公助」のあり方について
 - 課題事項1 市民が身近に感じることができる危機管理体制の構築について
 - 課題事項2 共助の体制の強化に繋がる新たな補助制度の構築について
- ◎ 平成29年度…
 - テーマ1：その他「さらなるごみの減量化・資源化の推進と地域負担の軽減について」
 - 課題事項1 収集回収の見直しの効果及び今後の減量化・資源化の推進方策について
 - 課題事項2 ごみ集積所をめぐる様々な問題解決に向けて
 - テーマ2：その他「ふれあい広場の管理について」
 - 課題事項1 高齢化が進む地域のまちづくり支援について
 - 課題事項2 ふれあい広場の使用に伴う物損事故への対応について
- ◎ 平成28年度…
 - テーマ1：地域防災「さらなる地域防災力の強化に向けた地域での取組みについて」
 - 課題事項1 「共助」に対する市の支援について
 - 課題事項2 「防災空白地帯」における防災対策や地域における避難所の設置について
 - テーマ2：高齢者の見守り・子育て環境「高齢者がいきいきと安心して暮らすことができるまちづくりについて」
 - 課題事項1 高齢社会に向けた地域での環境づくりについて
 - 課題事項2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について
 - 課題事項3 民生委員・児童委員について
- ◎ 平成27年度…
 - テーマ1：防犯・交通安全「安全・安心なまちづくりについて」
 - 課題事項1 安全・安心まちづくり推進体制の強化について
 - 課題事項2 自転車交通事故対策について
 - テーマ2：地域活性化「地域活動を推進する環境づくりについて」
 - 課題事項1 皆で担うまちづくりの推進について
 - 課題事項2 市民活動団体への活動の場の提供について
- ◎ 平成26年度…テーマ：地域の活性化「地域コミュニティの醸成について」
 - 課題事項1 自治会加入促進と自治会未加入者の地域活動への参加について
 - 課題事項2 マンション自治会の設立、住民の地域活動への参加について
 - 課題事項3 災害時の地域コミュニティについて
- ◎ 平成25年度…テーマ：高齢者の見守り・子育て環境「高齢者の暮らしやすいまちづくりについて～高齢者の移動手段を中心に～」
 - 課題事項1 高齢社会を見据えたコミュニティバスの運行について（1）
 - 課題事項2 高齢社会を見据えたコミュニティバスの運行について（2）
 - 課題事項3 神奈川中央交通バス「中和田循環」の路線拡張について
 - 課題事項4 福祉的輸送手段について
 - 課題事項5 企業の協力による買い物難民対策について
- ◎ 平成24年度…テーマ：地域活性化「大野南地区の活性化について」
 - 課題事項1 相模大野の賑わい・魅力づくりについて
 - 課題事項2 災害に強いまちづくりについて

令和6年度 大野南地区まちづくり会議 役員会・全体会【開催日程】

会場：南区合同庁舎3階 講堂

(令和 6年 6月 5日時点)

役員会 (午前10時から)		全体会 (午後2時から)	
回数	日 程	回数	日 程
1	6月 5日 (水)	1	6月18日 (火)
2	7月12日 (金)	2	7月23日 (火)
3	8月 8日 (木)	3	8月20日 (火)
4	10月11日 (金)	4	10月22日 (火)
5	11月 7日 (木)	—	まちづくり懇談会 (午後6時から) ①11月26日 (火) ②11月19日 (火) ③11月29日 (金)
6	12月 5日 (木)	5	12月17日 (火)
7	令和7年 2月 6日 (木)	6	令和7年 2月18日 (火)
全7回		全6回	

※…第1回役員会は旧役員

※ まちづくりを考える懇談会(予定) … ②11月19日(火) 開催だとすると

	提出期限	相談できる会議の期限
■テーマシート提出 (40日前 まで)	10月 9日 (水)	第3回全体会まで
■次第等資料提出 (14日前 まで)	11月 5日 (火)	第4回全体会まで
■地域情報誌への掲載	11月 1日号	—

※ 地域づくり部会 (大野南) … / () に講堂で開催。2回目以降は後日調整。

※ 地域づくり部会 (上鶴間) … / () に上鶴間公民館で開催。2回目以降は後日調整。

大野南地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を大野南地区まちづくり会議(以下「まちづくり会議」という。)という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、大野南地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動を協働して進めることを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 相模原市地域活性化事業交付金等の行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地区内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(構成員)

第4条 まちづくり会議委員(以下「委員」という。)は、別表に掲げる団体から推薦された者及び公募による大野南地区内の住民で構成する。

2 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、公募による委員の任期は、委員を委嘱した日から翌々年3月31日までとする。

(役員)

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名

(役員の仕事)

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

2 会長は、全体会の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(役員を選出)

第7条 役員は、全体会において委員の互選により選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 まちづくり会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会
- (全体会)

第10条 全体会は、全委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、第3条の役割及び次の事項を処理する。

- (1) まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること。
- (2) 役員を承認すること。
- (3) 区民会議への委員の推薦に関する事。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関する事。

3 全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったときに、会長が招集する。

4 全体会は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会長が全体会の表決が必要と認めた事項は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を処理する。

- (1) 全体会の運営に関する事。
- (2) 全体会から役員会に委任された事項に関する事。

(専門部会)

第12条 全体会が必要と認めたときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会を構成する部会員は、役員会で定める。

(会議の公開)

第13条 全体会は、原則公開するものとし、傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

2 全体会の記録については、要点を記述した会議録を作成し、公開する。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、相模原市南区役所大野南まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

団 体 名	委員数
大野南地区自治会連合会	5
大野南地区社会福祉協議会	1
大野南地区民生委員児童委員協議会	1
女子大通り商工振興会	1
相模大野北口商店会	1
相模大野銀座商店街	1
相模大野南新町商店街	1
ポーノ会	1
大野南地区内小学校PTA	2
大野南地区内中学校PTA	1
学校法人相模女子大学	1
大野南地区老人クラブ連合会	1
相模原市立大野南公民館	1
相模原市立上鶴間公民館	1
地域医療機関	1
大野南地域包括支援センター	1
上鶴間地域包括支援センター	1
経験有識者	1
公募	2

大野南地区まちづくり会議委員小中学校PTA選出順序について

(地区小学校から2名、地区中学校から1名、計3名選出)

年度	小学校						中学校		
	谷口台	鶴の台	谷口	南大野	鹿島台	鶴園	大野南	谷口	新町
平成	22		○				○		
	23		○				○		
	24	○			○			○	
	25		○			○			○
	26			○			○	○	
	27	○			○			○	
	28		○			○			○
	29			○			○	○	
	30	○			○			○	
	令和	元		○			○		
2				○			○	○	
3		○			○			○	
4			○			○			○
5				○			○	○	
6		○			○			○	
(参考) 7		○			○			○	
(参考) 8			○			○	○		